

2.事業対象者について(参考資料)

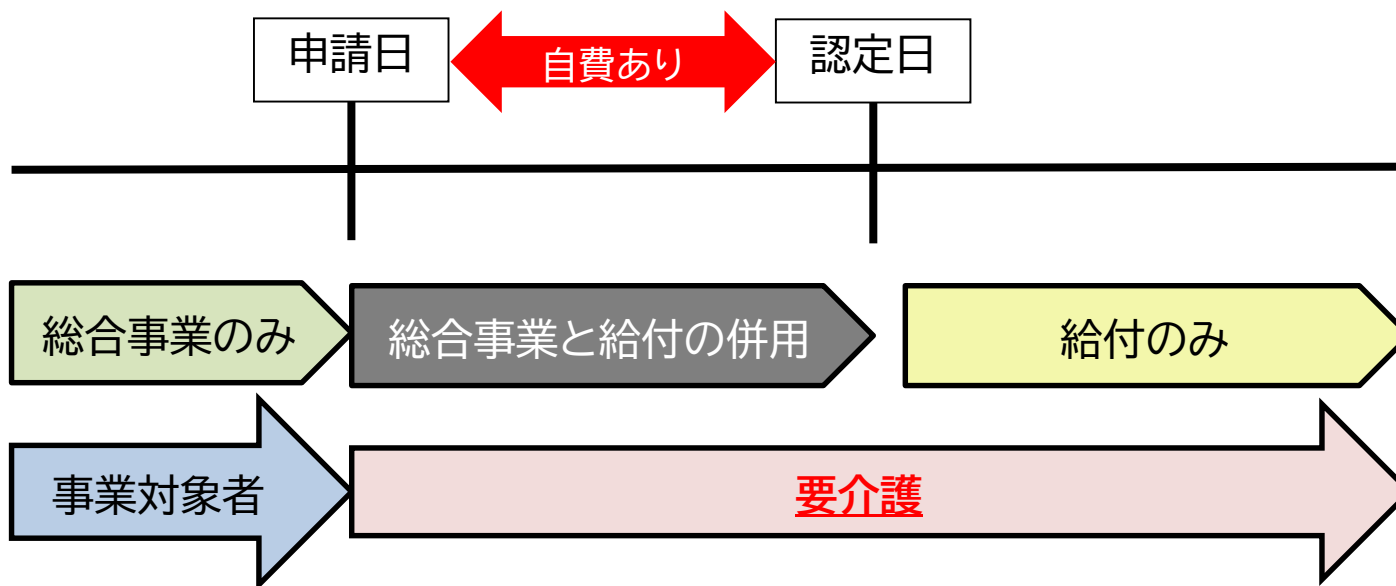
事業対象者が要介護認定申請を行った場合

事業対象者が要介護認定申請を行い、暫定プランによりサービスを利用する際に、福祉用具貸与や訪問看護などの給付サービスも併せて利用した場合、通所型サービスC事業所などに市から利用料を支払えない場合がありますので、**認定結果が出るまでは給付サービスを原則として利用しないようお願い致します。**

なお、介護予防・生活支援サービス事業に関しては介護認定申請後も暫定プランに基づいて利用することは可能です。

申請日から暫定ケアプランに基づいて
給付サービスを利用した場合(結果:要介護)

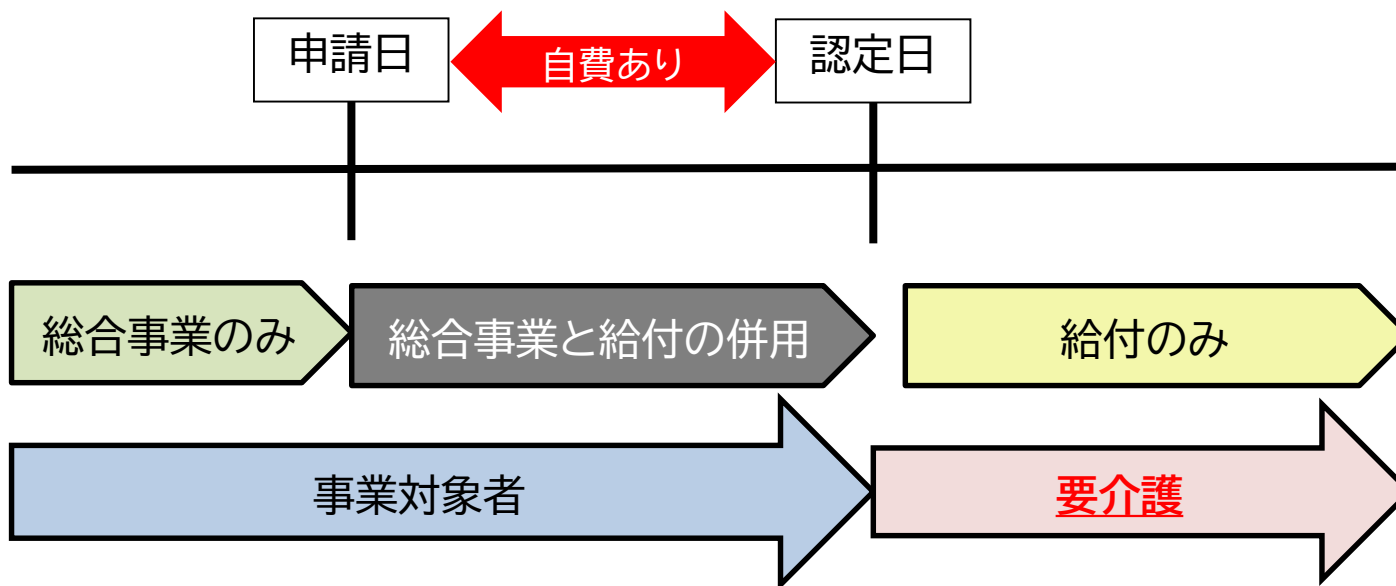
居宅の届出の適用年月日を
申請日からとした場合



→申請日に遡って要介護の認定となるため、申請日から認定日までの総合事業サービスが自費となります。また、通所型サービスCや訪問型サービスCの利用料を市から事業所に支払うことができなくなってしまう。

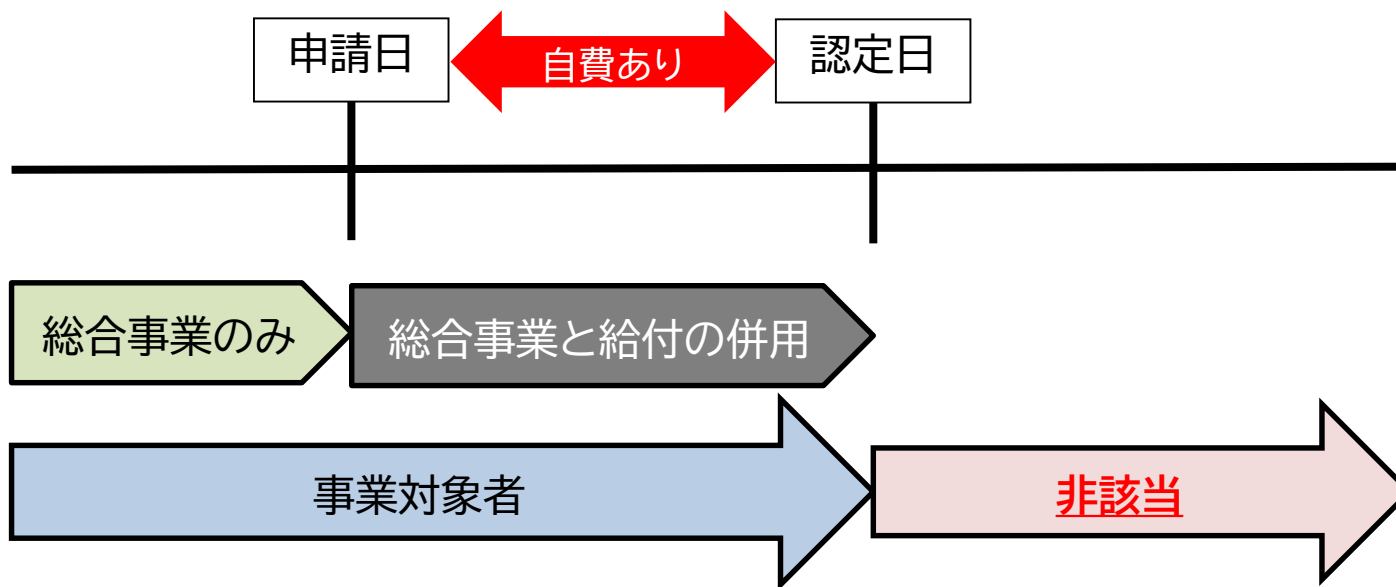
申請日から暫定ケアプランに基づいて
給付サービスを利用した場合(結果:要介護)

居宅の届出の適用年月日を
認定日からとした場合



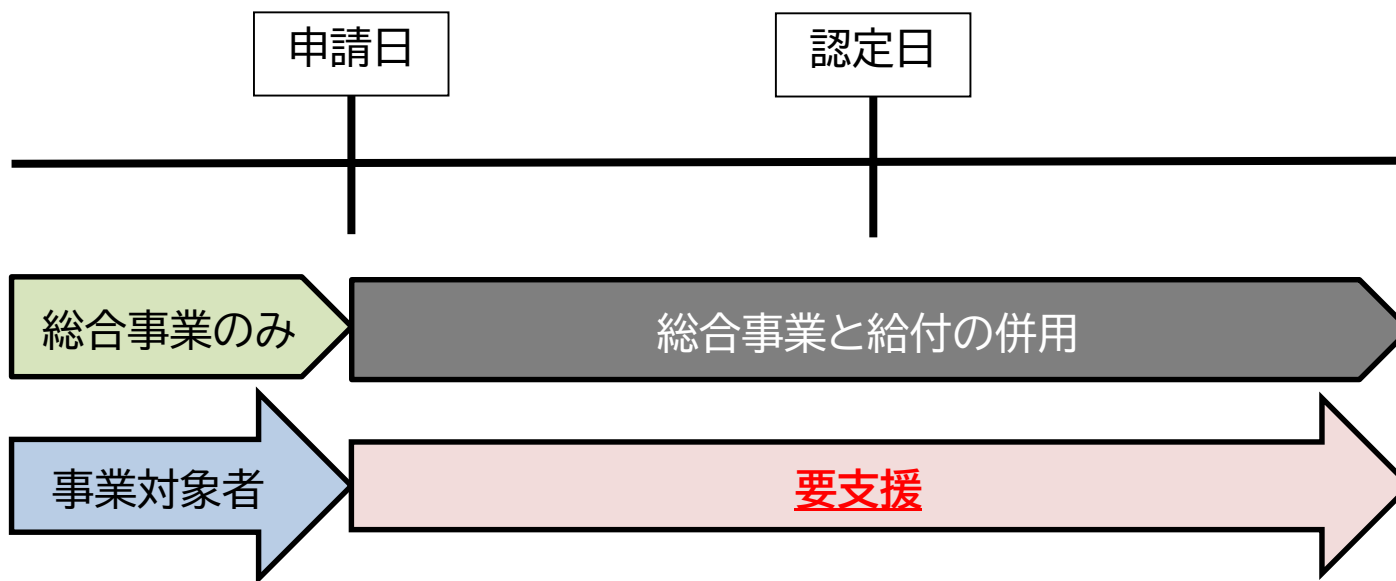
→認定日から要介護の認定となるため、申請日から認定日までの給付サービスが自費となります。

申請日から暫定ケアプランに基づいて
給付サービスを利用した場合(結果:非該当)



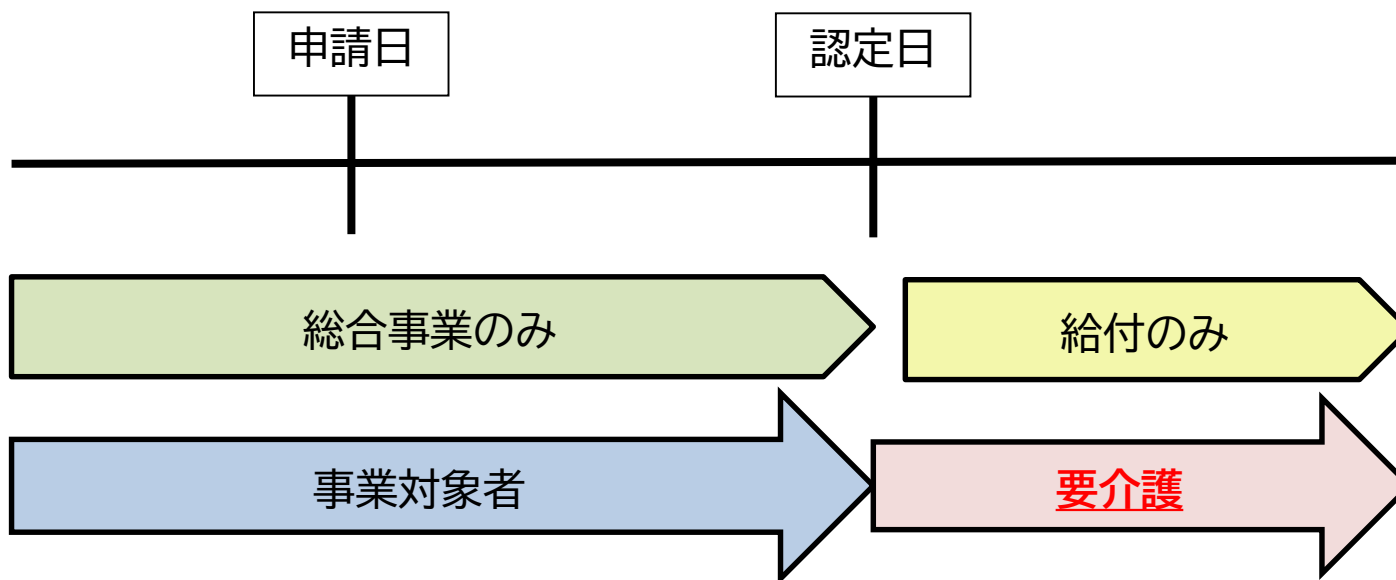
→事業対象者の認定は認定日に取消となるため、申請日から認定日までの給付サービスが自費となります。

申請日から暫定ケアプランに基づいて
給付サービスを利用した場合(結果:要支援)



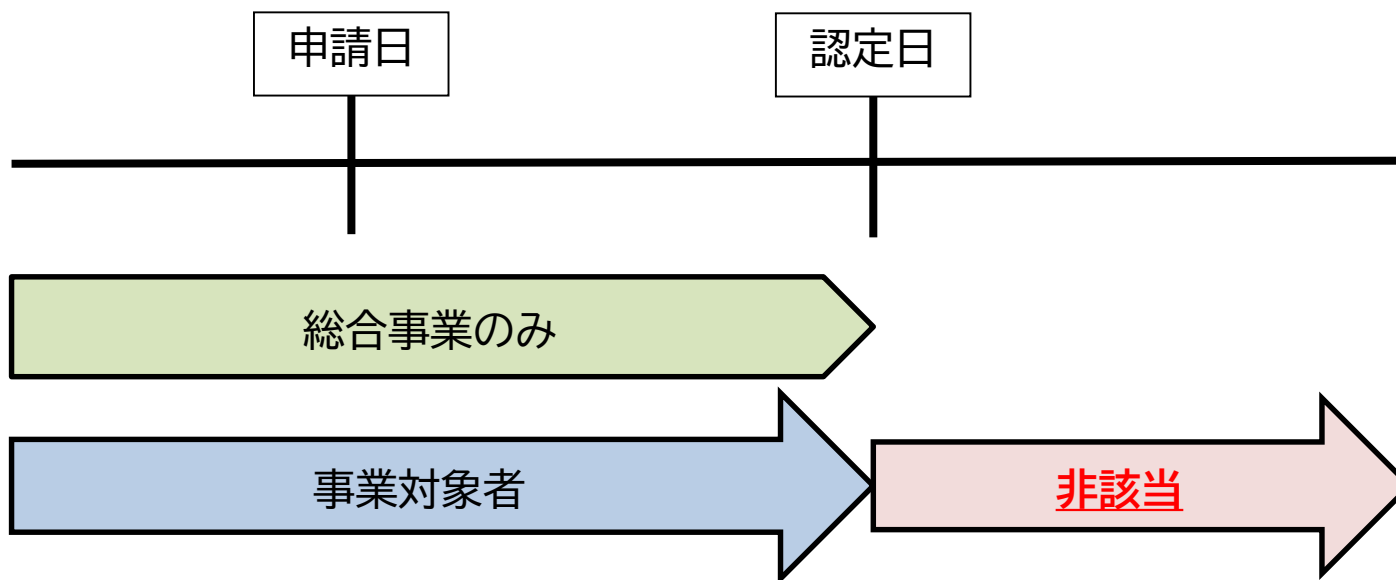
→要支援の認定であれば自費は発生しません。

申請後、認定結果が出るまで
給付サービスを利用しなかった場合(結果:要介護)



→事業対象者の認定は給付サービスを利用するまで伸ばすことが可能なため、申請日以降も総合事業は自費となりません。

申請後、認定結果が出るまで
給付サービスを利用しなかった場合(結果:非該当)



→事業対象者の認定は認定日に取消となるため、認定日前日まで自費は発生しません。